河川管理者

国土交通大臣 (、山形県知事 又は ○○市町村長) 注 殿

住所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名

流域開発に伴う雨水排水対策について(協議)

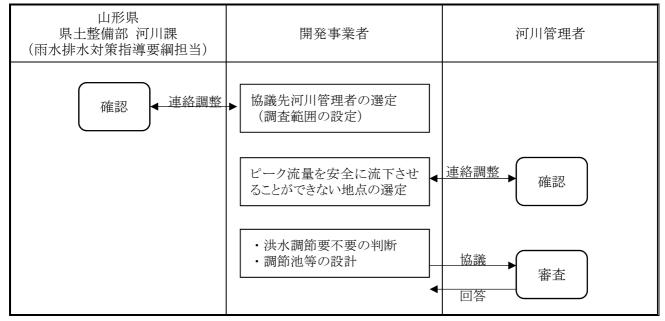
このことについて、山形県河川流域開発に伴う雨水排水対策指導要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり協議します。

記

- 1 対象河川 ○級河川 ○○川
- 2 開発の場所 ○○市大字○○ 地内
- 3 開発の面積 Oha
- 4 流出増対策 有・無
- 5 添付図書 0000、0000、0000
- 注)・協議書類提出までの手続きの流れは以下(1)のとおり
 - ・協議書類の提出先は以下(2)のとおり

(1) 協議までの手続きの流れ

協議までの手続きの流れは下表のとおり



(2) 協議書類の提出先

協議書類提出先は、調査範囲 (開発後の1/30洪水ピーク流量が開発前に対して1%以上増加となる範囲/1%以上増加となる範囲が無い場合は開発区域の雨水排水の放流点)の河川の管理者別に以下のとおり

ア 国土交通大臣が管理する河川(一級河川の指定区間外区間)

- ・東北地方整備局山形河川国道事務所 流域治水課(管理区間は事務所ホームページ参照)
- · " 酒田河川国道事務所 流域治水課 (" ")

イ 県知事が管理する河川(一級河川の指定区間又は二級河川)

- ·村山総合支庁(本庁舎)河川砂防課 (山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町)
- ·村山総合支庁(西村山地域振興局)西村山河川砂防課 (寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町)
- ·村山総合支庁(北村山地域振興局)北村山河川砂防課 (村山市、東根市、尾花沢市、大石田町)
- ·最上総合支庁 河川砂防課 (新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村)
- ·置賜総合支庁(本庁舎)河川砂防課 (米沢市、南陽市、高畠町、川西町)
- ·置賜総合支庁(西置賜地域振興局)西置賜河川砂防課 (長井市、小国町、白鷹町、飯豊町)
- ・庄内総合支庁 河川砂防課 (鶴岡市、庄内町、三川町、酒田市、遊佐町)

ウ 市町村長が管理する河川(準用河川又は普通河川)

各市町村の河川管理担当部署